

陸上自衛隊第10師団創立50周年記念式典で行進する隊員たち。改憲の動きをどう見つめているのか=昨年9月、名古屋市守山区で



戦前も今も
自衛隊員と

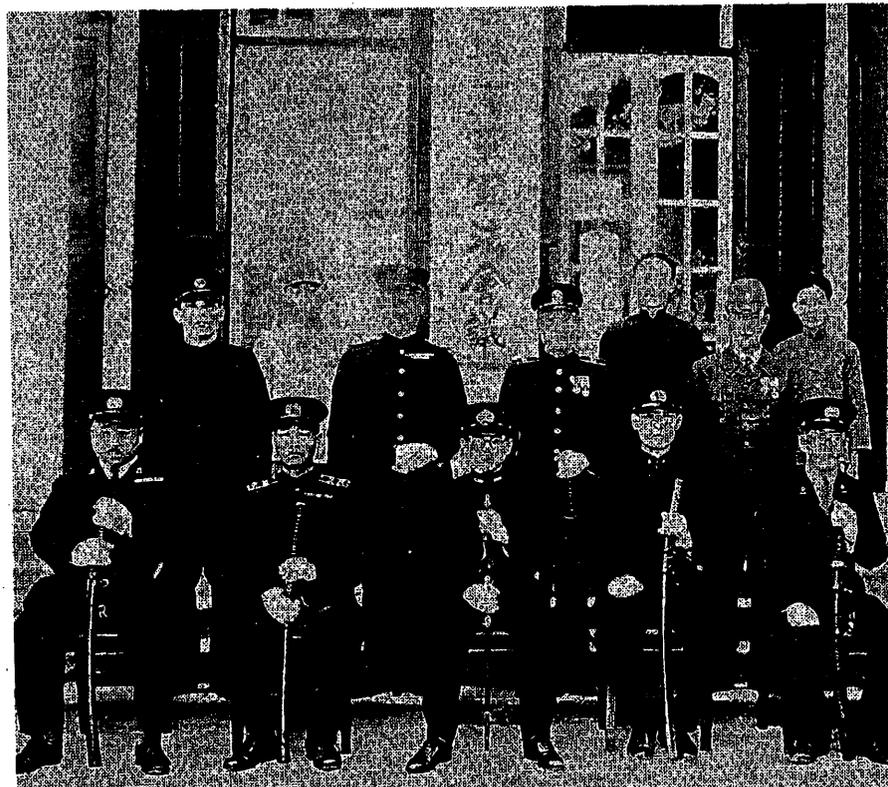
軍法会議は現在も米英未遂事件)では一審、非をはじめ、多くの国で制公開、弁護人なしの過酷度が存在する。自国の軍な密室審理のもと、青年人や軍属を裁くのが目的。将校や民間人が密室審理だが、戒厳下などでは民のまま、銃殺刑になった(瀬藤教授)

旧日本軍では陸海軍に「戦場の軍法会議」の共著がある大阪経済法科場合には五人の裁判官のうちの一人、法曹資格を持つ文官一人(後に全員の目的は軍隊を団結させ、組織を維持すること)が軍人)で構成されていた。平時では公開された。判に干渉が入り、不当判決が起るケースは少なや戒厳下で開かれる特設の軍法会議では、それらが認められなかった。北教授が法曹資格を持つ当事者の裁判官から聞き取った不当判決の事例がある。フィリピンで三六年発生のクーデター

持論展開...「死刑」「懲役300年」

九四五年二月に開かれた軍法会議で、食料調達のため、部隊を抜け出した海軍の兵士が死刑になった。部隊を抜け出した(北教授)た。海軍刑法では交戦中の敵前逃亡罪は最高で死刑だが、このケースは戦中ではなかった。航空自衛隊小松基地に「この兵は英語が上手だったので、もし敵に捕まった際に軍の内情が知られぬよう、見せしめられたら処刑されたようだ。裁判官は軍上層部から庄方で、二十日間にわたり警

「組織の論理優先」が後を絶たず
家族こそ9条に人権守られてる



海軍・第二遣支艦隊の軍法会議庁舎。1942年11月、庁舎移転の記念に撮影された=北博昭氏提供

「上司の命令には逆らえない」と弁明したという。佐藤弁護士は「国防軍審判所ができれば、組織防衛のために原告の訴え自体が認められなかったり、人身御供にされたりする危険も生まれる」と案じる。「自衛隊員やその家族こそ9条によって人権を守られている」瀬藤教授は「国防軍審判所ができたなら、すでにある有事法制に加え、戦前の『国防保安法』『軍機保護法』のような法律が整備される可能性が出てくる」と指摘する。水島教授もこう訴えた。「法に基づいて判断する普通裁判所と違い、絶対的な上意下達のシステムの下、機密保持や軍の閉鎖的な論理が優先されかねない。戦前の恐怖支配の足音が聞こえる」